

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱製紙株式会社			コード	3864
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日に開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
□ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	渡邊敦子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	難原壮一	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	朱 純美	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	住吉敏幸	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
5	石川 恭	社外監査役	○										△				新任	有
6	大塚伸子	社外監査役											△				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同取締役は、弁護士として法律に関する専門知識を有し、企業法務や労務法務に長年携わっている経験から、企業経営を監督するための十分な見識を有しています。当社の経営全般に亘る提言等を行うことでコーポレートガバナンスの強化が期待されるとともに、独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすことを期待して、社外取締役に選任しております。 取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
2		同取締役は、複数のメーカーで研究開発に携わり、上場企業の常務取締役最高技術責任者として経営の一翼を担いながら、国内外の大学や企業等と連携しオープンイノベーションによる技術獲得を促進してきました。社外取締役として独立した立場から、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社が技術力を活かした企業として飛躍するために必要な助言をすることを期待して、社外取締役に選任しております。 取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
3		同取締役はグローバル金融機関での実績を重ね、現在、経営コンサルティング会社の代表取締役を務めております。経営管理・ガバナンス等に関する豊富な見識を有しており、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社の経営体制の強化に資することを期待して、社外取締役に選任しております。 取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
4	同監査役が過去在籍していた、明治安田生命保険相互会社と当社は取引関係がありますが、その額は2026年3月期で14百万円、借入金は同年3月31日時点で1,500百万円と当社の借入総額の2.2%程度であるため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。 また、現在在籍する、明治安田商事株式会社と当社の間に取引関係はなく、同社と当社の間に特別な関係はありません。	同監査役は、明治安田生命保険相互会社の専務執行役を務め、財務、経理に関する知識、経験と、企業経営についての豊富な経験を有しております。これらの経験を生かし、社外監査役として独立した立場から、当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たすことを期待して、社外監査役に選任しております。 同氏は上記「」に該当しますが、取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
5	同監査役候補が過去在籍していた、三菱UFJ信託銀行株式会社と当社は取引関係がありますが、その額は2026年3月期で48百万円と僅少であるため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。 また、現在在籍する三菱ホールディングス株式会社と当社の間に取引関係はなく、同社と当社の間に特別な関係はありません。	同監査役候補は、大手信託銀行及び大手金融グループにおいて要職を歴任し、経営の意思決定に深く関与してきたほか、現在は三菱ホールディングス株式会社の代表取締役社長として経営の第一線で組織マネジメントを指揮しています。同氏が培ってきた金融・財務に関する知見、コーポレート・ガバナンスに対する洞察力をもって、独立した立場から当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たすことを期待して社外監査役に選任するものです。 同氏は上記「」に該当しますが、取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

6	同監査役が過去在籍していた、王子ホールディングス株式会社と当社は取引関係がありますが、その額は2026月3月期で101百万円です。	同監査役は、国税局および税理士法人や王子ホールディングス株式会社において、税務や会計・内部監査・コンプライアンスの分野を経験し、財務および会計に関する高度の知見を有しております。これらの経験と広い見識をもって、当社の監査機能の一層の強化に向けて、適切に職務を遂行していただくべく、社外監査役に選任しております。 なお、同氏は、東京取引証券所が定める独立性基準及び当社コーポレートガバナンス基本方針に規定する独立性判断基準に抵触しておりませんが、当社は、同氏が常勤監査役を務めていた王子ホールディングス株式会社の持分法適用会社である関係性等から、同氏を独立役員として指定しておりません。
---	---	---

4. 補足説明

-
- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。